平成十八年法律第六十号

(目的) 探偵業の業務の適正化に関する法律

第一条 この法律は、探偵業について必要な規制 図り、もって個人の権利利益の保護に資するこ とを目的とする。 を定めることにより、その業務の運営の適正を

人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動につ第二条 この法律において「探偵業務」とは、他 地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者 に報告する業務をいう。 行、張込みその他これらに類する方法により実 することを目的として面接による聞込み、尾いての情報であって当該依頼に係るものを収集

2 この法律において「探偵業」とは、探偵業務 として行う個人を含む。)の依頼を受けて、そ 定かつ多数の者に対して客観的事実を事実とし の報道の用に供する目的で行われるものを除 は見解を述べることを含む。以下同じ。)を業 て知らせることをいい、これに基づいて意見又 新聞社、通信社その他の報道機関(報道(不特 を行う営業をいう。ただし、専ら、放送機関、 2

第一項の規定による届出をして探偵業を営む者 この法律において「探偵業者」とは、第四条

3

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、 偵業を営んではならない。 探

破産手続開始の決定を受けて復権を得な

三 最近五年間に第十五条の規定による処分に 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律 なった日から起算して五年を経過しない者 の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その 行を終わり、又は執行を受けることがなく

五年を経過しない者 という。) 又は暴力団員でなくなった日から 六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 る法律(平成三年法律第七十七号)第二条第 暴力団員による不当な行為の防止等に関す

とができない者として内閣府令で定めるもの 未成年者でその法定代理人が前各号又は次号 心身の故障により探偵業務を適正に行うこ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない

いずれかに該当するもの

までのいずれかに該当する者があるもの 法人でその役員のうちに第一号から第五号

(探偵業の届出)

所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以 府令で定める書類を添付しなければならない。 項を記載した届出書を提出しなければならな 定めるところにより、営業所ごとに、当該営業 い。この場合において、当該届出書には、内閣 下「公安委員会」という。)に、次に掲げる事 商号、名称又は氏名及び住所 探偵業を営もうとする者は、内閣府令で

の旨が主たる営業所である場合にあっては、 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所 そ

三 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又 いて広告又は宣伝をする場合に使用する名称は前号に掲げる名称のほか、当該営業所にお があるときは、当該名称

を添付しなければならない。 出書を提出しなければならない。この場合にお ろにより、公安委員会に、その旨を記載した届 に変更があったときは、内閣府令で定めるとこ 業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項 いて、当該届出書には、内閣府令で定める書類 前項の規定による届出をした者は、当該探偵 法人にあっては、その役員の氏名及び住所 2

(名義貸しの禁止)

第五条 前条第一項の規定による探偵業の届出を を営ませてはならない。 した者は、自己の名義をもって、 他人に探偵業

(探偵業務の実施の原則)

第六条 探偵業者及び探偵業者の業務に従事する ことができることとなるものではないことに留令において禁止又は制限されている行為を行う 意するとともに、人の生活の平穏を害する等個 務を行うに当たっては、この法律により他の法 者(以下「探偵業者等」という。)は、探偵業 ければならない。 人の権利利益を侵害することがないようにしな

(書面の交付を受ける義務)

約を締結しようとするときは、当該依頼者か第七条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契 ればならない。 ために用いない旨を示す書面の交付を受けなけ 為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為の ら、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行

(重要事項の説明等)

第八条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契 約を締結しようとするときは、 あらかじめ、当

びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 探偵業務を行うに当たっては、個人情報の

第十条に規定する事項

探偵業務の委託に関する事項

t 及び支払時期 頼者が支払わなければならない金銭の概算額

契約の解除に関する事項

料の処分に関する事項 探偵業務に関して作成し、又は取得した資

該依頼者に交付しなければならない。 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を

氏名及び契約年月日

探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及

Ŧī. 探偵業務の委託に関する定めがあるとき

頼者が支払わなければならない金銭の額並び

八 探偵業務に関して作成し、又は取得した資 料の処分に関する定めがあるときは、その

|第九条 探偵業者は、当該探偵業務に係る調査の 2 探偵業者は、探偵業務を探偵業者以外の者に 結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の 委託してはならない 違法な行為のために用いられることを知ったと きは、当該探偵業務を行ってはならない。

該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面 を交付して説明しなければならない。

二 第四条第一項の規定による届出をした公安 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並

号) その他の法令を遵守するものであるこ 保護に関する法律(平成十五年法律第五十七

五匹 提供することができる探偵業務の内容

探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依

締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項に ついて当該契約の内容を明らかにする書面を当

二 探偵業務を行う契約の締結を担当した者の びに法人にあっては、その代表者の氏名 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並

探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法

は、その内容

六 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依 にその支払の時期及び方法

t

契約の解除に関する定めがあるときは、

そ

(探偵業務の実施に関する規制)

(秘密の保持等)

第十条 探偵業者の業務に従事する者は、正当な 者でなくなった後においても、同様とする。 らしてはならない。探偵業者の業務に従事する 理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏 探偵業者は、探偵業務に関して作成し、又は

なければならない。 取得した文書、写真その他の資料(電磁的記録 は不当な利用を防止するため必要な措置をとら 記録をいう。)を含む。)について、その不正又 っては認識することができない方式で作られた (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ

第十二条 探偵業者は、内閣府令で定めるところ 第十一条 必要な教育を行わなければならない。 者に対し、探偵業務を適正に実施させるため、 (名簿の備付け等) 探偵業者は、その使用人その他の従業

の名簿を備えて、必要な事項を記載しなけれ により、営業所ごとに、使用人その他の従業者 ならない。

2 送に該当するものを除く。次項において同じ。) 動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放 れることを目的として公衆からの求めに応じ自 の他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令 ともに、その事業の規模が著しく小さい場合そ について、営業所の見やすい場所に掲示すると をしたことを示す内閣府令で定める様式の標識 て行う自動公衆送信(公衆によって直接受信さ により公衆の閲覧に供しなければならない。 で定めるところにより、電気通信回線に接続し 探偵業者は、第四条第一項の規定による届出

3 類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接 続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供 してはならない。 探偵業者以外の者は、前項の標識又はこれに

(報告及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要 査させ、若しくは関係者に質問させることがで 務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検 状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又 な限度において、探偵業者に対し、その業務の は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業

2 ときは、その身分を示す証明書を携帯し、 者に提示しなければならな 前項の規定により警察職員が立入検査をする 関係

3 捜査のために認められたものと解釈してはなら 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

指示することができる。 探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを されるおそれがあると認められるときは、当該 場合において、探偵業の業務の適正な運営が害 又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した 公安委員会は、探偵業者等がこの法律

若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反第十五条 公安委員会は、探偵業者等がこの法律 の全部又は一部の停止を命ずることができる。 対し、営業の廃止を命ずることができる。 する者が探偵業を営んでいるときは、その者に 探偵業について、六月以内の期間を定めて、そ 著しく害されるおそれがあると認められると (方面公安委員会への権限の委任) した場合において探偵業の業務の適正な運営が 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当 当該探偵業者に対し、当該営業所における 又は前条の規定による指示に違反したとき

第十七条 第十五条の規定による処分に違反した 第十六条 この法律の規定により道公安委員会の り、方面公安委員会に行わせることができる。 権限に属する事務は、政令で定めるところによ

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処 に処する。 者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金

探偵業を営んだ者 第四条第一項の規定による届出をしないで する。

一 第五条の規定に違反して他人に探偵業を営 ませた者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は 三 第十四条の規定による指示に違反した者

三十万円以下の罰金に処する。 一 第四条第二項の規定に違反して届出書若し の記載をして提出した者 第四条第一項の届出書又は添付書類に虚偽

若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出し くは添付書類を提出せず、又は同項の届出書

して書面を交付せず、又はこれらの規定に規 第八条第一項若しくは第二項の規定に違反

> 記載のある書面を交付した者 定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の

ず、又はこれに必要な事項を記載せず、 くは虚偽の記載をした者 第十二条第一項に規定する名簿を備え付け

報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者項の報告若しくは資料の提出について虚偽の げ、若しくは忌避した者 又は同項の規定による立入検査を拒み、 第十三条第一項の規定に違反して報告をせ 若しくは資料の提出をせず、若しくは同 妨

第二十条 第十二条第三項の規定に違反したとき は、当該違反行為をした者は、二十万円以下の 罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の する。 は人の業務に関し、第十七条から前条までの違 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又 の法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科 反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から (経過措置)

|第二条 この法律の施行の際現に探偵業を営んで (検討) 偵業を営むことができる。 第四条第一項の規定による届出をしないで、探 いる者は、この法律の施行の日から一月間 は、

第三条 この法律の規定については、この法律の 施行後三年を目途として、この法律の施行の状 要の措置が講ぜられるものとする。 加えられ、必要があると認められるときは、所 況、探偵業者の業務の実態等を勘案して検討が

号) 則 (平成二三年六月三日法律第六一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して を超えない範囲内において政令で定める日 下 「施行日」という。)から施行する。 ()年

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七

(施行期日) 号) 抄

|第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を経過した日から施行する。ただし、 次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

若し 十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七

及び第六条の規定 び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及 第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法 百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、 十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第 っせんに係る児童の保護等に関する法律第二 七条(民間あっせん機関による養子縁組のあ 規定に限る。)、第八十五条、第百二条、第百 公布の日

一 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区 、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。) 起算して六月を経過した日 条から第二十九条までの規定 並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第 第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。) 使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 条、第百七十条、第百七十二条(フロン類の 条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十 条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三 二条、第百十三条、第百十五条、第百十六 五条、第九十六条、第九十八条から第百条ま 九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十 第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十 条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、 条、第六十二条、第六十六条から第六十九条 第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十 を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、 方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定 十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三 六十三条まで、第百六十六条、第百六十九 八条、第百三十九条、第百六十一条から第百 で、第百四条、第百八条、第百九条、第百十 十七条、第七十九条、第八十条、第八十二 二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七 まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の 公布の日から

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっ 同じ。)の施行の日前に、この法律による改正 ては、当該規定。以下この条及び次条において 項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの 前の法律又はこれに基づく命令の規定 に限る。)に基づき行われた行政庁の処分その

他の行為及び当該規定により生じた失職の効力 については、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十 その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐 六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関 討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除 する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ て、この法律の公布後一年以内を目途として検 人であることを理由に制限する旨の規定につい

則 (令和四年六月一七日法律第六八

号 附 抄

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日 には、当から施

第五百九条の規定 公布の日

(令和五年六月一六日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

正に伴う経過措置) (探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改 条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日 第一条及び第二条の規定並びに附則第七

第五条 この法律の施行前にした行為を理由とす (罰則に関する経過措置) 第一項の規定による探偵業の停止の命令につい る探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条 ては、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

| の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経||第七条 この附則に定めるもののほか、この法律 過措置を含む。) は、 政令で定める。